

この投稿は、学会の見解を示すものではなく個人の責任においてなされたものです。  
一切の責任は、投稿者本人に帰するものとします。

## (提言)

### 化審法改正に係る国会附帯決議等への迅速な対応

2009年12月

化学生物総合管理学会会員有志

(連絡先：星川欣孝)

先の第171回通常国会に前内閣が提出した「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)」の一部を改正する法律案については、衆議院および参議院における採決に際して化審法の枠を超えて日本の化学物質管理の現状を全体的かつ多面的に見直し抜本的に改善すべきことを政府に要請する多くの決議が附された。

具体的には、改正化審法の運用に直接係る決議は衆参合わせて僅か4項目であったのに対し、化学物質管理に係る包括的かつ統一的な法律の制定や一元的な行政組織への再編による化学物質総合管理の実現に向けた決議が、衆議院で5項目、参議院で7項目、合わせて12項目にものぼった。

このことは、化学物質総合管理の実現のために国際協調の下で現在進行している世界の事柄について、さらには、それに呼応して国際的な合意を踏まえて日本が採るべき政策課題について、関係省庁よりも国会議員の方々の方がより正確に理解されていることを示しています。

省庁の縦割り行政の中で国際的に大きく遅れをとってしまうとともに、国民への災禍の絶えることがない日本の化学物質管理行政が、透明性が高く国民の使い勝手の良い形に、国際整合性が確保されて日本の国際競争力を害することのない姿に、そして何よりも国民の安全と安心を向上させうる体制に、政治主導により抜本的に変革されることが待たれるところであります。

具体的には、国会の附帯決議が示唆するように、労働安全から製品安全、環境安全、輸送安全、保安防災など化学物質のリスクの評価と管理を包括的かつ総合的に司る法律を制定して既存の無数に散在する関連法規を整理するとともに、厚生労働省、経済産業省、環境省、消防庁など多くの省庁に分散している組織と人材を内閣府の化学物質総合管理庁に統合し、併せて化学物質の評価や管理にかかわる政府資金による専門研究機関や独立行政法人などについても統合する必要があります。

これによって化学物質総合管理政策を国民の身近なものとし、また、行政の大幅な効率化を図りつつ、質量ともに甚だ乏しいこの分野の行政人材および専門人材を有効活用することによって効果的な政策を樹立し実行する道が初めて開けます。

欧米はじめ先進各国そして途上国においておや、こうした方向が既に大勢になって急進展しており、ことは急を要することを附言しつつ、以上提言いたします。

## 国会附帯決議の要点

### - 化学物質総合管理に係る主要項目 -

#### 1. 総合的、統一的な法制度および行政組織のあり方の検討

- (1) 化学物質の適正な利用及び化学物質によるリスクの低減に関する長期的、計画的な施策を推進するに当たっては、関係省庁間の連携を図りつつ、事業者の負担の軽減及び消費者の化学物質に関する理解の促進に資するよう、化学物質に関する総合的、統一的な法制度等のあり方について検討を行うこと（衆議院第9項）。
- (2) 化学物質管理が多くの法律に基づきなされている仕組みが、国民の目から分かりにくいとの指摘を踏まえ、化学物質に関する総合的・統一的な法制度の在り方について検討を行うこと（参議院第8項）。
- (3) 化学物質によるリスクの低減・削減に関する施策を長期的、総合的、計画的に推進するため、基本理念を定め関係者の責務及び役割を明らかにするとともに、施策の基本事項を定めるなど、化学物質に関する総合的、統一的な法制度及び行政組織の在り方等について検討を早急に進めること。また、化学物質管理に限らず、政府の施策全体に予防的取組方法を採用するために、統一的なガイドラインを早期に策定すること（参議院第12項）。

#### 2. 国際合意を遵守する国の責任と具体的な作業スケジュールの明確化

- (1) 2020年を期限とする国際合意の確実な履行に向けて、本改正案による規制強化措置が、事業主のみならず国民全般からの理解を得て円滑かつ着実に実施されるよう、国の責任と具体的な作業スケジュールを明らかにする・・・（衆議院第1項前半）。
- (2) 化学物質が人の健康と環境にもたらす悪影響を最小化する方法で使用・生産されることを2020年までに達成するという国際合意を遵守するためには、サプライチェーンの川上のみならず、流通、使用、処分、廃棄等を含めたライフサイクル全体に及ぶ適正な管理が必要であることから、化学物質の規制等を所管する省庁の連携・協力と情報共有を一層強化するとともに、関係する事業者のみならず、国民全体の理解を得て、化学物質のリスク評価を確実に進め、管理について万全を期すること。このため、今後の具体的なスケジュールを明らかにする・・・（参議院第1項）。

## 化学物質総合管理法制への変革の必須要件

### 1 .化学物質総合管理の法律を制定し化学物質を包括的かつ一元的に管理する体制を整備する

現在日本には国内で取り扱われる化学物質を総合的かつ体系的に管理する政策もなければ法律もない。このような事態は世界の潮流に対して大幅に遅れている。早急に国として統一的な化学物質総合管理政策を確立し、それに基づき包括的な化学物質総合管理の法律を制定する。そしてそれを一元的に執行する化学物質総合管理庁を内閣府に設置する。

化学物質総合管理庁の機能および要員は、官民を超えて広く糾合することが重要であるが、まず、厚生労働省医薬食品局、厚生労働省労働基準局、経済産業省製造産業局、環境省環境保健部、消防庁その他の化学物質管理に係る行政部門の機能および人員を糾合して確保する。

### 2 .化学物質のハザード評価と分類および初期リスク評価を一元的に行う体制を整備する

化学物質を適正かつ効率的に管理する世界の常識は、化学物質の人および環境に対するハザードの評価や分類を一元的に行い、かつ、労働者、消費者および一般国民への影響の初期リスク評価を包括的に行うことである。それゆえ、化学物質総合管理庁の下に官民を超えて国内の専門人材を糾合して化学物質のハザード評価、リスク評価などを中核的に担う政府資金により化学物質総合評価機関を整備する。

化学物質総合評価機構の機能および要員は、官民を超えて広く糾合することが重要であるが、まず、国立医薬品食品衛生研究所、産業技術総合研究所、製品評価技術基盤、国立環境研究所、労働安全衛生総合研究所、その他の化学物質のハザード評価やリスク評価にかかわる政府資金による専門研究機関等から関連機能および人員を糾合して確保する。

併せて、化学物質の評価や管理に係る情報についても、政府、事業者および国民が共用しうる一元的な情報公開システムを構築して管理する。

### 3 .乱立する化学物質関連規制法を化学物質総合管理法との関連に基づき抜本的に整理統合する

事象事件の度毎に制定されてきた日本の法律は、それぞれ特定の危険有害物を規制する多くの法律や労働安全衛生、消費者安全、輸送安全、環境保全、その他特定のリスク分野に係る多くの法律が乱立している。こうした不透明で煩雑な国民の使い勝手の悪い、しかも非効率で国際競争力を害する現状を抜本的に変革するため、包括的な法律である化学物質総合管理法を制定すると同時に、これら雑多な法律を体系的に整理統合する。

## 【別紙 3】

# 化学物質総合管理法（仮称）の骨子案

## 第 1 章 総則

目的、適用範囲、基本方針、定義等、指針等の整備および社会各層の責務を規定する。

## 第 2 章 管理の標準的手順

この法律に基づき化学物質が人及び環境に与える影響を適切に管理する標準的な手順を規定する。すなわち、国内で取り扱われる化学物質の管理情報基盤の整備、人および環境に対するハザードの包括的評価および世界調和システム（GHS）に基づくハザード分類、安全データシート（SDS）交付など、労働者、消費者、一般市民ならびに環境生物の曝露に関する包括的な初期リスク評価、必要に応じて行うより詳細なリスク評価およびリスク管理対策の必要性の確定を、総合管理の標準的手順と位置づける。

そして、当事者が自ら取り扱う化学物質を主体的に管理する場合にもこの標準的な手順に従って管理することを基本とする。

## 第 3 章 基本的管理制度

この法律の目的を達成するために以下の 6 つの基本的管理制度を設定する。そして、この法律を所掌する化学物質総合管理庁（仮称）がそれらを包括的かつ一元的に執行する。

- 1．化学物質管理の実態調査
- 2．既存の取扱化学物質の評価
- 3．新規化学物質等の評価
- 4．高懸念化学物質の生産・使用の確認
- 5．当事者間の情報共有
- 6．情報管理及び情報公開

## 第 4 章 執行体制の整備

上記の基本的管理制度を包括的かつ一元的に運用する所管行政機関として化学物質総合管理庁を設置し、また、その付属機関として国際的に通用する科学的な方法論により化学物質を一元的に評価する化学物質総合評価機関を設置する。

併せて、それらの行政機関と他の行政部門や専門機関との協働、連携のあり方を規定する。

## 第 5 章 雑則

以下の事項を規定する。

- 1．情報の開示を円滑にするために営業上の機密情報の保護と財産権の侵害に対する補償について規定する。
- 2．化学物質を取り扱う者が社会に広範に広がっていることに対応する意見集約の場について規定する。
- 3．専門人材育成と教養教育の展開について規定する。
- 4．化学物質総合管理に関する中期計画の策定や年次報告書の公表について規定する。

**参考資料：**

1. 化学物質総合管理学会（有志）, (緊急提言) 化学物質審査規制法改正に係る両議院の附帯決議を日本の管理能力強化に活かす, 2009.6.18
2. 星川欣孝, 増田優, 化学物質総合管理による能力強化策に関する研究（その6） 化学物質総合管理法の骨子案と今後の課題, 化学生物総合管理, 3(2): 117-144, 2007